

第15回教育委員会会議

1 日時 令和5年9月26日（火曜日） 午後3時30分～午後4時55分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
福山 英利	教育監
川本 祥生	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
村川 智和	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
中野下豪紀	教職員人事担当課長
中野 泰志	教職員サービス・監察担当課長
民部 博志	事務管理担当課長
伊藤 純治	教育政策課長
柳澤 成憲	教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員	

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第86号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第87号	職員の人事について
報告第88号	職員の人事について
報告第30号	教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について
報告第31号	校長公募にかかる第2次選考の結果について
協議題第23号	教育振興基本計画の中間見直しについて

なお、議案第87号及び第88号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、協議題第23号及び報告第31号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第86号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和5年10月1日付で1名の臨床心理士委員を引き続き委嘱するものであり、今回委嘱する方は、伊藤俊樹臨床心理士で、委員の任期は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第3条第1項で2年間と定められているため、委嘱期間は令和5年10月1日から令和7年9月30日までの間とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第30号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応

状況について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度4月から7月にかけて受付をした6名からいただいた計16件の意見・提案について報告する。番号1について、スクールロイヤーに関するものであり、保護者からの長時間続く暴言などについて弁護士に対応してもらえたり、法的な助言をいただけたら教職員の負担が軽減されるといった提案である。教育委員会の見解案は、大阪市スクールロイヤー事業を活用することで弁護士を始めとする各種専門家から助言を得たり、弁護士が学校園と保護者の関係調整を行ったりすることができる旨を回答している。今後、この制度をより教職員に周知をするため、SKIPポータル掲示板に掲載、全教職員へのメール周知、教育委員会事務局が発行する情報誌への掲載を考えている。

番号2は、夜間学級の移転統合に関するものであり、説明文書や同意書がないこと、在校生が卒業するまで現在の夜間学級を存続することなどが提案された。教育委員会の見解案は、両校の小規模化等の状況を踏まえ、教育内容の充実を目指して令和5年6月9日の教育委員会会議で心和中学校への統合移転が決定したこと、在籍2年以内の生徒については入学時に移転についての説明をしていることから、今後、在籍3年以上の生徒を対象にアンケート、心和中学校で学ぶか天王寺中学校の教室を使って学ぶかを実施予定の旨を記載している。

番号3は、学校への配布物の多さに関するものであり、教職員の負担が発生しているので、学校にチラシ等を配布するためのガイドラインを示してほしいという内容である。教育委員会の見解案は、令和2年度に教育委員会所管の学校における周知文書等の配布に関する要綱を制定して、周知文書等は原則各所属で直接配付、教育活動に資するものであることなどの条件を満たした場合のみ、学校への配布依頼ができる等といった取り扱いを記載している。今年度、改めてこの要綱や取り扱いについて全所属に周知する予定である。

番号4-1は、学力向上に関するものであり、学力に課題のある学校は、学級あたりの児童数を減らすべきといった内容である。教育委員会の見解案は、学級の児童数は法律で定められており減らすことは難しいところであるが、学力に課題が見られる児童生徒の割合が多い学校については、放課後学習等の個別指導を重点的に行うなどの支援をしている旨を記載している。

番号4-2は、給食の運搬作業に関するものであり、児童ではなく、給食調理員が各フロアまで運搬できないかといった内容である。教育委員会の見解案は、文部科学省の手引

きにおいて、給食の準備作業も重い物、熱い物へ配慮して安全に運ぶという給食指導の一環であることとされており、その趣旨を鑑みて担任の付き添いのもと児童が準備作業を行うことが必要である旨を記載している。

番号4-3は、特別支援教育サポーターの配置に関するものであり、支援児童1人につき1人、もしくは1学年に1人のサポーターを配置し、担当児童を1年変えないほうがいいといった提案である。教育委員会の見解案は、本市では特別支援教育サポーターの配置時間を一律に決めておらず、学校の状況に応じて適正な配置をしていることや、特定サポーターに偏ることなく学校全体で対象となる児童を理解し関わることを進めていることを記載している。

番号4-4は、学校給食に関するもので、アレルギー対応のため給食はパンでなく、全てお米にしたほうがよいといった内容である。教育委員会の見解案は、本市では米とパンを組み合わせることで栄養をバランスよく摂取することや、より多様な献立やより豊かな食の経験へつながると考えている旨を記載している。

番号4-5は、臨時講師の辞令に関するもので、病気休暇の代替の臨時講師について、年度途中から雇った臨時講師は、年度終了までの辞令を発行すべきとの内容である。教育委員会の見解案は、病気休職は90日を超えてなお休養が必要な場合に教職員健康審査会の審査を経て休職発令を行うため、代替講師についても3か月ごとに発令を更新している旨を記載している。

番号5-1は、もう少しスペックの高いタブレットを用意してほしいといった内容である。教育委員会の見解案は、現在のスペックについては文部科学省から示された標準仕様に準拠しているが、次回の更新に当たっては、端末検討会議における教職員や外部委員の意見を踏まえて十分に検討を行う旨を記載している。

番号5-2は、部活動に関するものであり、部活動指導員の不足や中学校教員の残業時間の多くが部活動という現状に鑑みて、土日の部活動については教員が副業で部活動指導員として指導する形にしてはどうかといった提案である。教育委員会の見解案は、部活動指導員については一部の種目では不足をしているものの600名を超える方に登録していただいていること、また生徒がスポーツ活動等に親しむ機会確保や教員の負担軽減のため、国の方針のもと部活動の地域移行を進めていることを記載している。また、教員が副業で部活動指導員として指導することはできないが、希望する教員は兼職兼業の許可を受け民間事業者の社員として部活動に関わることができるよう、実証研究を行っていくことなど

を記載している。

番号5-3は、コピー用紙が足りなくなるに関する内容である。教育委員会の見解案は、コピー用紙は月単位で各学校から学校運営支援センターへ申し込みを行っているもので、計画的に必要な枚数を申し込んでいただきたい旨を記載している。

番号6-1は、メンタル不調による教員の休職・退職者数割合について、教員と大阪市職員とを比較したデータや、臨時主事の配置状況を公表してほしいということや、待遇改善等を求めるものである。教育委員会の見解案は、教職員と市職員それぞれの休職・退職者数等については公表をしているが、職種ごとに比較した資料は公表しておらず、今後、SKIPポータルへの掲載を検討していく旨、記載している。また、臨時主事については、7月1日時点で未配置数はゼロであり、正規職員と同様に適正な給与改定を行っている旨を記載している。

番号6-2は、主にシステムに関するもので、1校務支援システムにおける入力の手簡素化、2充電保管庫に係る経費の支出方法、3通勤手当の申請漏れを自動的に教職員に周知、4業務システムの使用、5支出決議の検索機能や仕様書等の閲覧方法、6メールの使用方法となっている。教育委員会の見解案は、1と4については、令和8年度のシステム更新に向けて検討していく旨を記載し、2については、充電保管庫は学校の備品としての取り扱いとなるため、各学校での対応となっていること、3については、現行システムでは対応ができていないこと、5については、全ての学校を検索することはシステム負荷の関係で難しいこと、また、仕様書等はSKIPポータルで閲覧できること、検索機能については、今後検討すること、6については、安全に情報連携できる方法について記載をしている。

番号6-3は、物品等の契約関係に関するもので、1集約物品の希望、2見積依頼業者の抽選による負担、3見積りを業者の様式での提出を可能とすること、4特記仕様書等の大阪市ホームページへの掲載といった内容である。教育委員会の見解案は、1について、集約物品に関する希望は検討会議で聞いていること、2について、見積依頼業者の抽選は恣意性を排除するためのルールとして必要であるが、スムーズに業者選定ができる工夫をすること、3の工事見積りの見積書については、提案の内容を受けてマニュアルの一部改正を検討すること、4については、大阪市ホームページでの掲載を検討することを記載している。

番号6-4は、勤務時間の割り振りについて人事給与システム上で管理できないかという内容である。教育委員会の見解案は、速やかなシステム改修は難しいものの、勤務条件

制度の手引きへ割り振りの変更が認められる例を掲載するなどの対応をとっている旨を記載している。

番号6-5は、就学援助の申請書について、現在では学校ごとに作成することになっているが、1枚の申請書で同一家庭の児童生徒の認定審査を行うことができないかという内容である。教育委員会の見解案は、大阪市児童生徒就学援助規則において在籍確認の必要性から、申請書については在学する学校を通じて教育委員会に提出することと定められているためできない旨を記載している。ただ、オンライン申請等負担軽減に向けた申請のあり方等を今後検討してまいる。

18ページ以降は、昨年度に受け付けたもののうち、教育委員会の見解として検討していく旨の回答をしていたものについて、その後の状況を掲載している。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 まず番号1なんですけれども、こういったスクールロイヤーの活用ということで今、学校での取組ができるということになっているにもかかわらず、今回の質問の方も弁護士を雇って云々というふうに書いてあるので、1つはなかなか周知がされていない、質問者もそういう制度があるんだということを知っているかどうかというのが気になるというのが1点です。今回の回答でも周知を行うということなので、それはそれで結構ですけれども、もう少し突っ込んでみると、こういった制度が今あるんだけど、これが使いにくい、利用をしにくい、提案者の中でそういうような気持ちがあるのかなのかということがちょっとこれだけでは分らないです。周知することで、知らなかったから分かりましたということであればこれで結構なんですけれども、こういう制度があってもなかなか活用がしにくいという点がこの提案書の趣旨であれば、やはり活用しやすいようにしていく必要があるので、ぜひこの回答で終わりではなくて、提案者に回答を返すときにもう少しそのあたり、制度はあるんだけど、さらに改善する必要があるのか、あるいは制度を知らなかったからそれを利用するのかということまで突っ込んでみて聞いていただければありがたいなというふうに思います。それから、同じような話とするとやっぱり4-2です。提案者はエレベーターの使用が禁止されているというふうに思っているのかどうか。これが先ほどと同じようにできるんだけど知らずにやっていないのか、知っていて何かほかに問題があるのかというようなことは、回答のときに突っ込んでいただきたいというふうに思います。それから、5-2ですけれども、部活動の指導員

の活用というところで、これはそういう面では本市職員が副業という形ではできませんというふうに書いてあるんですけども、別のやり方ということなんで、この解決策、教育委員会の見解ということという提案者の意向に沿った解決策を検討していくという理解でいいかどうか、そこを確認をしたいと思います。それから、5-3ですが、こういう小さい問題なんですけれども、A4のコピー用紙の件ですね。本当にこれがしょっちゅう不便があるということであれば、こういうコピーの用紙の注文の仕方が問題になってくるので、もう少し1か月と言わずに2週間ごとにやったほうがいいのか、あるいはこれがそういう面ではしょっちゅう起きているのか、そうではないのか。しょっちゅう起きているということであれば、発注の見積りの仕方に問題があるのか制度の問題があるのか。一過性であるとする、こういう場合はすぐ入らなければ例えば隣の学校から一時借用してくださいとか、あるいは教育委員会から少しまとめて予備のストックを持つようにしますとか、そんなようなことでも、こういう小さいことでも疑問に思っていることについては、なるべく解決するようにして頂きたいです。システムの問題なのか見積りの問題なのか、あるいは一過性の問題で、それは値引きでそれほど落ちないから別の対応の仕方があるのかということ、そういったようなことを検討していただければありがたいです。それから、6-5ですけれども、この質問者の趣旨は、家庭の中で見ると例えば中学校とか小学校ということで別の学校に行っている家庭であれば、2枚出すのは大変なので1枚でできないかというような御提案だと思うんですけども、これはオンライン申請すれば1枚の申請書で1家庭の認定審査を行うことができる。入力重複するという点についてはコピーでやるとかそういう面では、この提案者が言っているような効果、オンライン申請で同様の効果が期待できるというふうに考えていいかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。一度に何件か御質問なり意見を述べさせていただきまして申し訳ございませんけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【松浦政策推進担当部長】 1つ目のスクールロイヤーの点と4-2のところは、今後いろいろ校長会等の場で実際としてどうなのか、知らないのか使いにくいのか、そういった点を聞いてまいるようにいたします。部活動指導員のところは、基本的にはこれで質問者の要望は今後満たしていけるのではないかと考えております。地域移行が完全になされた後であればご提案の趣旨に沿うことになると思ひますが、学校で部活動を行っている間は多分沿わないかなとは思ひます。ただ、そこも含めてまだ検討を始めたばかりで、どういう形で教員が関わっていけるのかというのはこれからになりますので、こういう意見

があるというところも踏まえて考えていきたいと思います。コピー用紙の件は、これも現場にもうちょっとよく意見を聞いて、校長会と定期的に毎月1回、意見交換会をやっていますので、校長先生方が現場代表として来ておられますので、そこの御意向も聞いて考えていきます。

【民部事務管理担当課長】 就学援助のオンライン制度につきましては、今、国のほうの施策としてシステムの標準化というのを令和7年度末に向けて取り組むこととされていまして、就学援助もその一つに挙げられます。それにつきましては、国のほうからマイナポータル、いわゆるデジタルサービスを使っての申請を導入することということで示されておりますので、それに向けての申請方式をどのような形にするのかというところを今検討している最中でございます。

【多田教育長】 まだどのような形で、ですからきょうだい2人いる場合の取扱いとか、そういう具体的な中身はまだ示されていないということですか。

【民部事務管理担当課長】 デジタルサービスを使うことだけが示されておりまして、どういう形の申請を実現するかは自治体のほうで考えることになりますので、今現在、検討を進めているところでございます。

【大竹委員】 検討のときに、提案者の意見は負担ができるだけ少なくなるようにということなので、オンラインの中に入れるということで、できるだけ負担が少なくなるような方向での検討をしていただければありがたいと思います。

【多田教育長】 よろしいですか。事務の標準化システムということで今全市で進めております。その中でまた検討するというところでよろしく願いいたします。

【森末委員】 4-6なんですけれども、配布物が多いということに対して、教育委員会の見解案では、大阪市の機関、いろんな部局からのチラシについては、要綱を作成してかなり絞ろうということになっています。提案者が引用している大津市教育委員会さんのホームページでは、企業が入るんですかね。企業から直接学校に送られてくるということについての基準を示されている、それを引用されているんですけれど、学校に直接、地元の企業とか商店会とか、そういう団体から送られてくるものは実際は多いんでしょうか。

【巽委員】 めちゃくちゃ多いんです。一個人の意見ですが。特に年度初めであったり、ゴールデンウイーク前であったりというのが、イベントの告知などで、考えられないぐらいの量があります。

【森末委員】 そうすると、そこに対する回答がないということになるので、そこに

についても考えていただきたいなど。もちろん企業に配るなどというわけにいかないでしょうけれど、基準を明確にしてホームページに載せるとか、あるいはもっと実際に送ってこられる会社とか、そういう団体に対して、すみませんけど精査してくださいとか、そんなふうな働きかけはできないのかどうか、そこは検討していただくべきだと思います。そうでないと、この方の提案に対する回答にならないのかなという気はしています。

【松浦政策推進担当部長】 現状、この要綱自体はホームページに載せておきまして、その中で学校を通じて配布できるものは、この要綱に該当するものに限りましますとし、その場合であっても、学校が仕分けしやすいように例えば20部をひとまとめにしてクラスの子どもの数も大阪市のホームページに各学校の子どもの数を載せていますので、それをちゃんと見てやってくださいねということは、ホームページには載せているんですけど、今現状それ以上のことは民間企業に対してはできていない状況でございます。そこもどうしていくのか考えていきたいと思っております。

【森末委員】 事前の説明では、この要綱は大阪市の所属だけだというふうに聞いたんです。間違いですか。

【伊藤教育政策課長】 説明が不足して申し訳ありませんでした。要綱につきましても、法人その他の団体もあるんですが、こういったことの通知は本市の各所属にしか通知ができていない、こういった基準に基づいて配布物を考えてくださいという通知が所属の中でしかできていなくて、企業に対しては通知はできていないという趣旨を事前説明では申し上げたつもりでした。申し訳ありませんでした。

【森末委員】 できないわけじゃないんですね。そうすると、団体の中に企業も入っているという理解でいいんですよね。ただ、そのときにももちろん周知というか、この通知文をさすがに企業に送りつけるのはなんなので、ホームページに載せた、こういう考え方でいいですね。

【松浦政策推進担当】 はい。

【森末委員】 ただ、ありがたいことなのかもしれませんが、実際にたくさん送ってきていただける会社とかそういうのもありますけれど、それについての通知とか出す方がいいんじゃないかなと思います。ちょっと考えてください。

【異委員】 今、森末委員がおっしゃった同じところなんですけれど、私自身ちょっと提案も兼ねてなんです。本当におっしゃっていたことはそのとおりなんですけれど、学校側さんとお話する機会もあって、教育委員会的にはこうやって周知文を載せています

というようなきれいな回答だと思うんですけど、現場は本当に20束とか30束ずつまとめてくださいというようなことも全然守られてないみたいなんです、現場は。それを本当にたくさん来るチラシを束にクラスごと分けてっていう時間も効率も非常に悪いんです。で、今現在、ミマモルメっていう大阪で統一してやっていると思うんですけど、まずこのミマモルメのデータでの送信の定着率ってどれぐらいなのかなというふうに思ったんです。例えば私のところの学校であれば、ほぼ90%から100%ぐらい手紙とか、そういう外部のチラシがデータ配布になったのですごく助かるし、何回も読み返したりとか保存ができるので効率がいいんです。ただ、今も現在、外部団体からチラシが送られてくると、これを廃棄するのがすごく大変だっていうことで聞いています。それは無駄ですよ。ほかの近隣の学校のお母様方とたまたまそんな話になったときに、うちは全然データじゃなくて、まだ紙なんだよと。ほとんどが紙配布なんだよということなので、せっかくミマモルメを導入しているのに、その辺が学校間で差があるのかなっていうのは正直ありました。紙のほう助かる場合も、もちろん行事予定とかもあるんですけど、私がもらう限りは8割、9割ぐらいデータのほうが親御さんが助かるんじゃないかなと思います。直接保護者の手元にも行くんじゃないかなというふうに考えているので、私も大津市のホームページも見て、ここまで細かく書いてあるんだというのはちょっとびっくりしたんですけど、大阪市の場合は外部団体に、大体限られているんですよ、見るとどっから送られてくるのかというのは限られているので、こっちから働きかけというのもきつとできると思いますので、思い切ってチラシをデータでくださいというような形でも、データ配布で統一してもそんな困らないんじゃないかなと思います。絶対チラシが欲しいんだよというところももしいるのであれば、10部だけで結構ですということにして、学校の玄関とかに置いておいて、それを子どもが取って帰るとか、そういう形に思い切ってできる時期なんじゃないかなというふうには感じました。なので、教育委員会的には、いや、こうやって周知もやっているし、校長会でもやっているしって、思っているかもしれないんですけど、現場は全然そんなふうにはなっていないですし、保護者も本当に困るぐらいの量、ランドセルからくちやくちやくのチラシがいっぱい出てきますので、紙ももったいないですし、エコにもならないので、これは大阪で率先してやるべきかなというふうには感じましたので、ちょっと力を入れて前向きに検討していただきたいなというふうに思いました。続きで、あと2点なんですけれど、大竹委員がおっしゃったところと同じなんですけれど、番号1と7なんですけれど、これも大阪市のスクールロイヤー事業のホームページも拝見させて

いただいて、こんな丁寧に対応してくれるんだというのを私も正直感じたんです。やはりモンスターペアレントのようなちょっと感情的になっている親に対して、返答とか回答を間違えるとこじれたりとか大事になってしまうので、やっぱり先生方も精神的な苦痛であったりとか、どういう対応をしたらいいのかってとっさに迷われることもあると思うので、やっぱり活用できるのであればしっかり活用できるよう、それが周知なのか、何かすごい手順を踏まなければならないということなのか、大竹委員がおっしゃっていたようなところもちょっとないかなというふうに思ったので、活用がどれぐらいされているのかなということと、本当にそれが活用しやすいものなのかということもじっくり見直していただいたら、教員にとっては結構プラスの支援になるんじゃないかなというふうに感じました。あと、5-2なんですけれど、部活動指導員について、ちょうどこの議案が送られて来て、部活動の担当の方に私の方からもう一度確認したいと思って連絡をさせていただいたんですけれど、以前に大阪市の教職員を対象にした土日も兼職兼業で将来的に自分もやりたいかどうかというアンケートをとったときに、私の記憶が間違っていなかったら1割か2割ぐらいの教員が手を挙げたんです。そういった方は土日も自ら部活動をやりたいと言って手を挙げてくれていた人で、今現在どうなっているかというモデル校が4つぐらいありまして、秋から完全に委託をして、そのモデル校で委託企業に登録をすれば兼職兼業というか、現在の教員も登録したところで部活動を指導ができるというような形になっているみたいで、恐らく将来的には直接学校で民間企業を通さずに校長を通すことによって教員の勤務実態であったりとか超勤であったりとか指導内容、適切な指導ができていのかとか、その辺も把握できるので管理職の仕事が増えると言われたらそれまでかもしれないんですけれど、そういう雇用が2割ぐらいの教員に対して多分きっと増えてくるのかなというふうに、ちょっと期待もしているところが現状であります。私からはこの3つなんですけれど、ちょっと初歩的な質問で申し訳ないんですけれど、今たくさんこうやって挙げていただいて、教育委員会の見解であったり具体的なところを挙げてもらっているんですけれど、これは提案者のみへの返答なのか、どこか共有の掲示板で挙がっているのか。もしかしたら以前連絡をいただいたのかもしれないんですけれど、どんな感じなのでしょう。

【松浦政策推進担当部長】 基本的に周知は全教職員に返すようにということで考えてはいるんですけれど、教職員への個人メールがまだできておりませんので、それができれば全員にこの内容をお知らせできるようになります。現在は、ホームページに載せたり、

学校への通知文として、この内容の意見をいただいたので教育委員会の提案を示すという形で、全学校には周知をしております。

【異委員】 ちよっともったいないとか、これを現場の声を代表して言っているから、それをこういう意見があって、こういう対策がありますよというのをもう少しこの段階で幅広く周知できたらいいのかなというふうには個人的に思います。

【平井委員】 令和の日本型学校教育が参考になると思います。ただし、教育機器に慣れていない教員が多いこと、また、指導をファシリテートすることに慣れていない教員が多いことも含んでおかなければなりません。その意味で、丁寧な教員研修が不可欠だと思います。4のところでも学力差とか、特別支援のコメントがありましたが、本市の場合、個別最適な学びの環境整備がかなり整っており、各校の学校評価でも十分な振り返りができていますから、そのような点も記述して、フィードバックしていく必要があるのではないのでしょうか。部活動については、変形労働時間なども視野に入れた議論をし、働き方改革に見合う制度設計と教員のモチベーションを勘案していく必要があると思います。

【多田教育長】 本日のこの報告の中で制度の活用であったり使いにくい面があるのかどうか、あるいは周知の仕方が不十分ではないのかということ。また、チラシなりのところでも御意見いただきましたように、やはりICT化を進める中で、よりもっと完全な形で、また保護者の立場に立っても使いやすいものになっているかどうかというふうな検討も必要かと思います。現場のほうの教員の習熟の具合も、使えるところまで頑張っているのかどうか、そんな現場の実態も含めて、今日こういった形で一旦、見解ですとか具体的な対応方策をまとめさせていただいておりますけれども、往復の関係で現場とコミュニケーションをとれるところはしっかりと進めていく形でいけたらと思います。また効果がこの後どんな形になっていったのかどうかということも問いかけまして、また御報告させていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

協議題第23号「教育振興基本計画の中間見直しについて」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

今回の中間見直しの素案については、6月27日の教育委員会会議において御確認をいただいた中間見直しの方向性に沿って作成をしている。教育振興基本計画中間見直し箇所一覧（素案）に沿って御説明を申しあげる。通し番号1は、1月24日開催の教育委員会会議において、森末委員よりいただいた御意見を踏まえ「優秀な人材」と修正をしている。通

し番号2は、令和6年度の大阪市総合教育センターの開設に係る修正となる。通し番号22と29番、41番も同様に新教育センターを大阪市総合教育センターと修正をしている。通し番号3番、不登校の対応について、時点修正と通称の変更を行っている。具体的には、8月31日の文部科学省通知により、不登校特例校の通称が変更されたことに合わせ、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）に修正をしている。また、不登校に関し通し番号4番、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）のモデル設置を来年度実施に向け検討しているので、具体的な取組例に追記をしている。これは昨年度、委員の皆様にご御視察をいただいた西成区の玉出中学校でやっていたような別室での登校を支援する取組である。通し番号5番と6番は、「いじめについて考える日」を「いじめ（いのち）について考える日」と命をより意識した取組を行っているので文言を修正し、また追記をしている。通し番号7番は、この間の状況の変化を踏まえ、本文中の一部を削除している。通し番号8番、多文化共生教育の推進について、急増している帰国・来日する児童生徒への対応と学校園への支援を手厚くし、多文化共生教育の深化・充実を図るため、施策目標を新たに設定した。具体的には、多文化共生教育の推進に当たり、共生支援拠点や外部関係機関と連携した取組を実施した学校園の割合について、令和4年度実績値の4.0%を令和7年度末に30%にするとしている。通し番号9番、学力の向上に関し、令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果を受けて修正をしている。また、本市の子供たちが今後目指す姿として、ICT機器も活用しながら多様なバックグラウンドをもつ本市の子供たちが自ら学び考える力を育み、自分らしく未来を切り拓くと修正をしている。通し番号10番、言語活動、理数教育の充実の具体的な取組例に理科教育推進校の設置を追記をし、通し番号11番、理科の施策目標を新たに設定した。小学校経年調査の児童質問紙で「理科の勉強は好きですか」に対して肯定的に回答する小学6年生の割合について、令和4年度実績値69.6%を令和7年度末に80%にするという目標設定にしている。通し番号12番、主体的、対話的で深い学びの推進の具体的な取組例に現在、来年度実施に向け検討を進めている学習動画コンテンツ配信のモデル実施と、学力の伸び悩む児童への支援を追記している。通し番号13番、健康教育・食育の推進では、食に関する指導について、適切な評価指標を設定し評価を行う小中学校の割合についての目標を100%に上方修正した。通し番号14番、教育DXの推進について、生成AIとシンクタンク機能の充実について追記をしている。通し番号15番と16番は、目標の変更であり、授業日において、児童生徒の8割以上が学習者用端末を活用した日数が年間授業日の半数を超えた学校の割合を令和7年度末目標を75%とした。この変更

は、現行の目標よりも児童一人一人の状況をより丁寧に把握し、日常的に端末活用を行うことに重点を置いた目標としている。通し番号17番から19番、ICTを活用した教育の推進について、この間の取組の拡充等を踏まえて時点修正をしている。通し番号20番、21番は、シンクタンク統括室の設置について修正及び追記をしている。通し番号23番、教員の働き方改革について、第2期学校園における働き方改革推進プランが令和5年に策定されたので時点修正を行い、通し番号24番は、大阪市総合教育センターの設置及び大学連携に向けた検討内容を反映している。通し番号25番と26番は、教員の勤務時間の上限の目標値を第2期推進プランに合わせて上方修正している。通し番号27番、28番、働き方改革の推進では、第2期推進プランの策定を踏まえて修正し、具体的な取組例にも新たな取組を追記している。通し番号30番、大学連携の推進について、大阪市総合教育センターに係る検討内容等を踏まえて修正及び追記している。また、大学連携が以前より進展したことを受け通し番号31番は、施策目標を大学や企業等と連携して教員研修を行った回数を令和3年度実績値57から令和7年度92へと修正をしている。同様に、通し番号32は、施策目標の文言修正と目標値の修正となる。通し番号33番、カリキュラムマネジメント推進では、現行の目標が全国学力・学習状況調査にある質問紙を用いて調査をしていたが、今年度より全国学力・学習状況調査の質問項目からなくなることを受け、大阪市内で独自に調査を行う。通し番号34番、35番、36番は、学校配置の適正化について時点修正及び中学校の適正配置の課題に関する内容を追記、修正している。通し番号37番、生涯学習の支援について、具体的な取組例に大阪市識字日本語教育基本方針に基づいた取組の推進を追記した。通し番号38番、家庭・地域等と連携・協働した教育の推進の目標を変更している。現行の目標は全国学力・学習状況調査にある質問紙を用いて全国と比較していたが、今年度より全国学力・学習状況調査の質問紙項目からなくなることを受け、大阪市内で独自に調査をすることとし、より大阪市内に最適な表現に変更した。39番、40番は、時点修正及び文言修正となる。今後の予定について、本日御協議いただいた内容を反映した教育振興基本計画中間見直し案を作成し、11月の教育委員会会議で御協議いただくよう計画している。そして、12月下旬に総合教育会議での御協議を予定している。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 1点目が急増する不登校です。この不登校に対して行けない児童生徒と行きたくない児童生徒など、様々なバックグラウンドをおさえた対策を講じていただき

たく思います。2つ目が海外ルーツの児童生徒です。天王寺中心にして市内においては、学習到達度において二極化が出てくると思います。今、首都圏の湾岸エリアでは非常に多くの海外ルーツの児童・生徒が増えていると聞いています。かつては一定期間だけいて、帰国するケースが多かったものの、長期滞在して日本の学校を卒業して大学まで進学しようとする層が増えてきています。このあたりの問題を抽出して対策を考えることが挙げられます。3つ目が、生成AIの活用です。本市の場合は、他の自治体と比べるとかなりICT教育は進んでいます。一歩進んで考えると、働き方改革への応用ということがあります。そのためには、LMS、つまり、ラーニング・マネジメント・システムについて先行事例を集めて本市独自の体系を構築することではないでしょうか。

【多田教育長】 　　ただいま平井委員のほうからも具体的な施策に関わって、またちょっと今後、実務的な検討も必要かなと思いますので、その上でこの案についての修正などございましたら、またお聞かせいただいて、次回また報告してまとめていただきたいです。

【平井委員】 　　行政の方々は、かなりバランス、フレキシブルにもものを見られる方が多いように見受けられますので、バイアスを減らし、組織的展開ができるように、マネジメントを効かせ、適切なジャッジをしていただきたいと思います。

【多田教育長】 　　今後、実務的には、区次長からも学校現場の実情に踏まえた御意見をいただいて、それをまた教育委員会事務局のほうで取りまとめて進めてまいります。今、平井先生がおっしゃいました全体的なバランスなり、今の動き、このあたりも反映した検討も必要だと思いますので、そういう中で整理をして次回の議案でまた御報告いただくということで進めていこうと思います。

報告第31号「校長公募に係る第2次選考の結果について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

第2次選考の合格者数について、最終合格者数を見据えつつ、第3次選考からの受験者数も勘案をして、小・中学校共通は内部、外部合わせて計66名、幼稚園は8名を合格とする。選考方法について、1グループ受験者3名を基本として集団面接を実施し、合否を判定した。合否の通知について、明日9月27日付で発送する予定である。今後のスケジュールについて、第3次選考の個人面接は10月10日から20日まで実施をする予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 教師のなり手が減っていく中で、ノウハウの継承という意味で、教師のバトンが出ましたが、十分に活かされたでしょうか。チームで校長を育てる手段を考えていく必要があると思います。教員不足、校長不足を鑑みると、現実的にはOJTが回るように事務局が検討を重ねるべきだと思います。

議案第87号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校の主務教諭、処分内容は懲戒処分として減給10分の1、6月が相当と考える。事実の概要について、当該教諭は、令和5年2月、関係児童らが作業をせずに遊んでいると考え指導した際に、大声で怒鳴って威嚇するとともに、シャープペンシルが損壊したと関係児童を責める発言をしながら周囲を徘徊し、精神的な苦痛を与えたというものである。具体的には、当該教諭はラミネート作業の順番待ちの際に私語をしていた関係児童らの様子を見て遊んでいると感じたため指導することとしたが、関係児童Aに対して突然大声で「おまえは黙っとけ」と3、4回叱りつけた。当該教諭は、関係児童らを着席させる目的で、自身が持っていたシャープペンシルのペン先で机をたたき「こっち来い。何もせんと座っとけ」等と乱暴な口調で言った。当該教諭がシャープペンシルの先を自らたたき壊したにも関わらず、「シャーペン潰れたわ。どうしよう。」と関係児童を責める発言をしながら周囲を徘徊して恐怖感を与えたものである。当該教諭は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第88号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校の講師、処分内容は、懲戒処分として減給10分の1、1月が相当と考える。事実の概要について、当該講師は、令和5年5月、教室において関係児童2名が日常的に話を聞いていないことを思い出して指導しようと考え、カッターナイフを取り出して刃を出さない状態で関係児童の腹部に向けて威嚇し、恐怖感を与えた。具体的には、当該講師は関係児童2名が担任の教諭の「給食を運ぶよ」という発言を聞いていない様子を見て、関係児童2名が日常的に話を聞いていないというふうに関し、10分程度経過した後、

当該講師は関係児童2名と遊んでいたが、その際に先ほど担任の話聞いていなかったことを思い出して、話を聞くように指導しようと考え、自身の筆箱からカッターナイフを取り出し「カッターを使う際にも話を聞いていないと人にけがをさせることもある」と言いながら、関係児童Aの腹部にカッターナイフを向けた。その際、当該講師と関係児童Aの距離は約70センチメートルで、カッターナイフの刃は出ていなかった。当該講師は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 これも本当に恐ろしくてとんでもない行動だと思っています。傷害がないということなんですけれども、やっていることは本当に刃が出て刺してしまったら殺人行為であって、子どもたちの恐怖心というのは、絶対とれないだろうなというふうに思っています。小学3年生のクラスですよ。やっぱりその頃って担任とか教員というのは、すごく憧れでもあり理想でもあるというか、お手本と言うような目線で見ている子どもたちが多いと思いますので、ちょっと感情的になって刃を向けるとか、それがカッターナイフかナイフか分からないですけど、何か子どもたちに今回の行動はやっぱり間違った行動であったというのを、こういう処分がなされて終わりということではなくて、子どもたちに残像も残っているだろうし、こうなったら大人はこうやっていいんだとまでは思わないと思うんですけど、きちっと訂正というか、謝罪というか、そういうのを子どもたちにしっかり示してほしいなというふうに思います。

【上原教務部長】 この場面と、その後においても子どもたちに謝っておりますが、この処分の後、申し渡し等の際に改めていただいた御意見を踏まえて、子どもたちにもしっかりこういう行為があってはならないということが伝わるようにしてまいります。

【赤木委員】 先ほどの件も今回の件も偶然というか、先ほどの件は偶然に別の教諭がいたから分かった、今回は、子どもたちが教頭先生へ報告したということなんですけれども、私も大学で勤務しておりますから、大学では学生はもう大人ですから、こういうところに訴えることができるという、そういう権利があるということをよく理解しているんですけど、子どもたちの場合は、偶然誰かが見ていなかった、あるいは1人でこういう被害にあった場合というのは、子どもたちに対して何かこういう怖かったらどうするか、何か起こったときに、帰って保護者に言うというのはそれはそれでいいんですけど、そういう教育というか、何か理不尽な目にあったらどうするのかというのは、そういうのは

どういふふうに学校で教育されているのでしょうか。

【中野教職員サービス・管理担当課長】 例えは怖い思いをしたとか、体罰を受けたとかいう場合には、少なくとも年に1回以上アンケートを実施しておりますので、そういったタイミングで自ら意思表示することはできますし、いわゆる自分の気持ちはどうだったかということは今タブレットでも報告するといったことをやっております、そういうところで子どもたち一人一人が怖い目にあっていないかとかいうこともすくいとれるような状況になっているかと思ひます。

【赤木委員】 やっぱり担任というか先生は子どもにとっても絶対的な存在なので、スクールカウンセラーであるとか、そういう別の人たち、外部の人たちが入って、より子どもがこういうときに、こういうことがあったら言うんだよというような教育というか、啓発活動をしていくべきじゃないかなと思ひました。

【多田教育長】 ありがとうございます。今、赤木先生からの御意見をいただきましたように、基本はやはり子どもたちと担任を中心としたコミュニケーションは非常に大事だと思ひんです。ただ一方で、直接関わっている立場の先生が当事者になるような今回のようなことも想定されますので、先ほど担当課長が申しあげましたように相談申告の、そういうICTの機能も相談者を特定できるといひますか、担任の先生はちょっと相談しにくいけれども保健室の先生に相談しますというような機能をつけたりしております。学校の中ですので、そういった環境の中でやはり子どもがこういった被害にあわないようにするといひことが本当に大事なことですので、引き続きそういう意識をしっかりとって教育にあたるように学校のほうにも伝えていきたいと思ひます。

【異委員】 今の質問でちょっと補足というか、子どもたちが持ち帰ってくるのがカードサイズの1人で悩まないでみたいな形で、いじめであったり先生からの体罰とか暴力とかセクハラとか、いろいろな家庭内の虐待であったりとか、そういう相談先の案内を年に1回ではなくて、結構かなりの頻度でもらひます。それも平仮名で書いてあるので低学年でもわかるようになっていて、もし自分が悩んでいたらLINEもしくは電話とか、こんなところに相談できるんだよみたいになっていてすごく分かりやすいカードを持ち帰っているといひことがあるのを補足としてお伝えします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
